

## 茨木市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定する事業（第2において「地域活動支援センターⅡ型事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2 地域活動支援センターⅡ型事業（以下「事業」という。）は、人員、設備及び運営に関し、適切な事業運営を確保することができると認められる社会福祉法人等に委託する方法で実施するものとする。

(対象者)

第3 事業の利用対象者は、本市の区域内に居住し、又は本市が援護を実施する次の各号のいずれかに該当する者であって、福祉事務所長がサービスが必要と認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で、18歳以上であるもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）で、18歳以上であるもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で、18歳以上であるもの

(事業の内容)

第4 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 社会適応訓練
- (3) 文化的活動
- (4) 入浴サービス

(支給の申請)

第5 事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書(様式第1号)を福祉事務所に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6 福祉事務所長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて支給を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、不支給と決定したときは、申請者に対しその理由を付した地域生活支援事業不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(受給者証の交付)

第7 福祉事務所長は、第6第1項の規定による支給決定を行った者(以下「利用者」という。)に対し、地域生活支援事業受給者証(様式第4号)を交付する。

(変更の申請)

第8 利用者は、第6第1項の規定による決定を受けた内容に変更が生じたときは、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第9 福祉事務所長は、第8の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて変更を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(受給者証の再交付)

第10 利用者は、第7の受給者証を破損し、又は紛失したときは、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、適当と認めた者に対し地域生活支援事業受給者証を再交付するものとする。

(支給の取消し)

第11 福祉事務所長は、事業を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の支給決定をせず、又は取り消すことができる。

- (1) 事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 死亡又は転出したとき。
- (3) 正当な理由無しに事業の利用に関する調査等に応じないとき。
- (4) 虚偽の申請又は不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) その他福祉事務所長が不相当と認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った利用者に対し、地

域生活支援事業支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 3 第1項の規定により支給決定を取り消された者は、速やかに受給者証を福祉事務所長に返還しなければならない。

（利用の方法）

第12 利用者は、事業を利用しようとするときは、第2の規定により事業の実施を受託したもの（以下「事業受託者」という。）に対し地域生活支援事業受給者証を提示し、事業受託者と契約を締結し、サービスを受けるものとする。

（利用者負担金の支払）

第13 利用者は、茨木市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例（平成18年茨木市条例第28号）第2条に規定する利用者負担金を、事業受託者に直接支払うものとする。

（順守事項）

第14 事業受託者は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

- 2 事業受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、茨木市及び家族等に直ちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業受託者は、利用者へのサービス提供記録等の帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

- 4 事業受託者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。  
（茨木市障害福祉センター身体障害者デイサービス事業運営要綱の廃止）
- 2 茨木市障害福祉センター身体障害者デイサービス事業運営要綱（平成15年4月1日実施）は、廃止する。  
（茨木市障害福祉センター知的障害者デイサービス事業運営要綱の廃止）
- 3 茨木市障害福祉センター知的障害者デイサービス事業運営要綱（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月14日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月13日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。



様

茨木市福祉事務所長



地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給（申請・変更）について、次のとおり決定し、受給者証を交付しますので、通知します。

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定年月日		支給決定に係る障害児氏名	
利用者負担上限月額	円	左の上限月額の間	から まで

支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
特記事項			

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

茨木市福祉事務所長 印

地域生活支援事業不支給決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給（申請・変更）については、次の理由により不支給と決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 不支給の理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(一)

## 地域生活支援事業受給者証

受給者証番号		
支給決定障害者等	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
交付年月日		年 月 日
支給市町村名及び印		2   7   2   1   1   2 茨木市福祉事務所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>



(二)

支給決定の内容

移動支援	支給 決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	支給量等	
	利用者 負担割合	
地域活動支援センター	支給 決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	支給量等	
	利用者 負担割合	
日帰りショートステイ	支給 決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	支給量等	
	利用者 負担割合	

(三)

支給決定の内容

訪問入浴サービス	支給決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	支給量等	
	利用者負担割合	
入院時コミュニケーション支援	支給決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	支給量等	
	利用者負担額	
利用者負担上限月額		円
特記事項欄		
予備欄		

(九)

## 注意事項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 地域生活支援事業の各サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業所に提出してください。
- 3 地域生活支援事業の各サービス（訪問入浴サービスを除く。）を受けるときに支払う金額は、サービスに要した費用（食費等を除く。）の1割です。ただし、三面の利用者負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。
- 4 支給決定期間を経過したときは、地域生活支援事業の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、茨木市にこの証を添えて、支給の更新の申請をしてください。
- 5 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。
- 6 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、茨木市に変更の申請をしてください。
- 7 支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、茨木市にご連絡、ご相談ください。また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、茨木市に届け出てください。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに申請して、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、茨木市に連絡をしてください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を、茨木市に返してください。
- 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 11 支給決定の内容欄に記載されていない地域生活支援事業の各サービスについては、利用できません。

(四) - 1

移動支援サービス事業所記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(四) - 2

移動支援サービス事業所記入欄			
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(四) - 3

移動支援サービス事業所記入欄			
7	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
8	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
9	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(五) - 1

地域活動支援センター事業所記入欄				
1	事業者及びその事業所の名称			
	契約日	年	月	日
	サービス内容			
	契約支給量(／月)			
	事業所確認印			
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日
	サービス内容			
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
	事業所確認印			
	事業者及びその事業所の名称			
契約日	年	月	日	
サービス内容				
契約支給量(／月)				
事業所確認印				
当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日	
サービス内容				
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量				
事業所確認印				

(五) - 2

地域活動支援センター事業所記入欄				
3	事業者及びその事業所の名称			
	契約日	年	月	日
	サービス内容			
	契約支給量(／月)			
	事業所確認印			
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日
	サービス内容			
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
	事業所確認印			
	事業者及びその事業所の名称			
契約日	年	月	日	
サービス内容				
契約支給量(／月)				
事業所確認印				
当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月	日	
サービス内容				
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量				
事業所確認印				

(六) - 1

日帰りショートステイ事業所記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
1		年 月 日			
2		年 月 日			
3		年 月 日			
4		年 月 日			
5		年 月 日			
6		年 月 日			
7		年 月 日			
8		年 月 日			
9		年 月 日			
10		年 月 日			
11		年 月 日			
12		年 月 日			
13		年 月 日			
14		年 月 日			
15		年 月 日			

(六) - 2

日帰りショートステイ事業所記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
16		年 月 日			
17		年 月 日			
18		年 月 日			
19		年 月 日			
20		年 月 日			
21		年 月 日			
22		年 月 日			
23		年 月 日			
24		年 月 日			
25		年 月 日			
26		年 月 日			
27		年 月 日			
28		年 月 日			
29		年 月 日			
30		年 月 日			

(六) - 3

日帰りショートステイ事業所記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
31		年 月 日			
32		年 月 日			
33		年 月 日			
34		年 月 日			
35		年 月 日			
36		年 月 日			
37		年 月 日			
38		年 月 日			
39		年 月 日			
40		年 月 日			
41		年 月 日			
42		年 月 日			
43		年 月 日			
44		年 月 日			
45		年 月 日			

(六) - 4

日帰りショートステイ事業所記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
46		年 月 日			
47		年 月 日			
48		年 月 日			
49		年 月 日			
50		年 月 日			
51		年 月 日			
52		年 月 日			
53		年 月 日			
54		年 月 日			
55		年 月 日			
56		年 月 日			
57		年 月 日			
58		年 月 日			
59		年 月 日			
60		年 月 日			

(六) - 5

日帰りショートステイ事業所記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
61		年 月 日			
62		年 月 日			
63		年 月 日			
64		年 月 日			
65		年 月 日			
66		年 月 日			
67		年 月 日			
68		年 月 日			
69		年 月 日			
70		年 月 日			
71		年 月 日			
72		年 月 日			
73		年 月 日			
74		年 月 日			
75		年 月 日			

(七)

番号	訪問入浴サービス事業所記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量	
	事業所確認印	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
2	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
	事業所確認印	
	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量	
	事業所確認印	
3	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
	事業所確認印	

(八)

番号	入院時コミュニケーション支援事業所記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

様

茨木市福祉事務所長 印

地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額変更決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給変更について、次のとおり決定し、通知します。

記


受給者証番		支給決定障害者 (保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る 障害児氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		
特記事項			

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



様

茨木市福祉事務所長 

地域生活支援事業支給決定取消通知書

年 月 日付けで支給決定通知した地域生活支援事業の支給については、次のとおり取り消すことと決定したので通知します。

受給者証番		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定取消日		支給決定に係る 障害児氏名	
取消理由			

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。